

第12次労働災害防止推進計画の概要

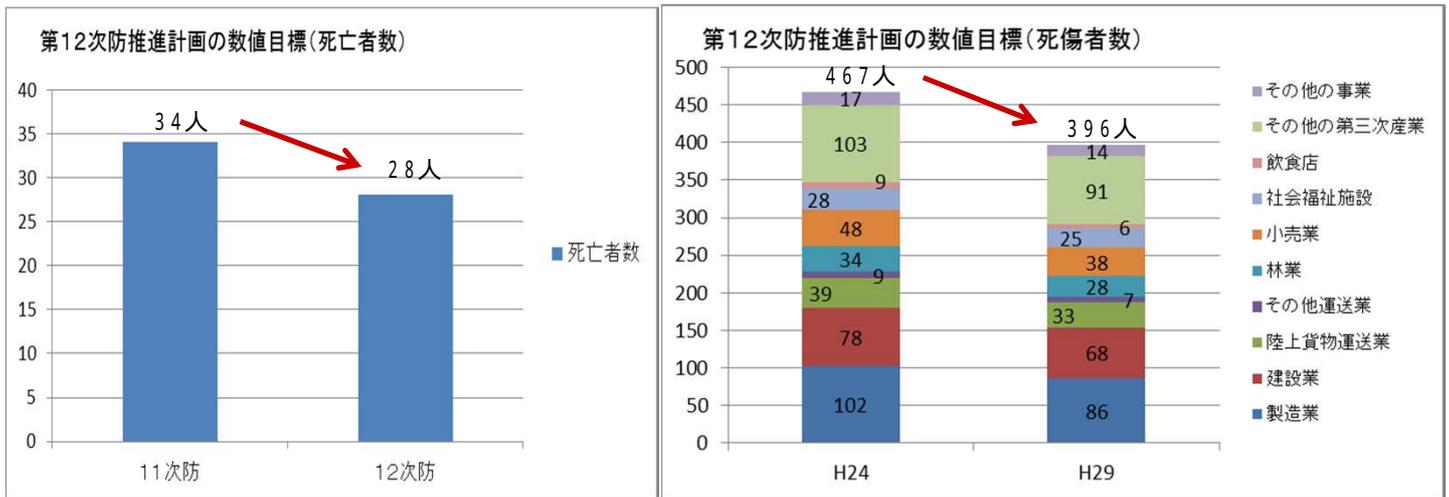
計画期間:平成25年4月1日～平成30年3月31日

計画が目指す社会

「働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれるようなことは、本来あってはならない」
全ての関係者(国、労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など)が、この意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取ることで、「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を目指します。

計画の目標

労働災害による死亡者の数を第12次労働災害防止推進期間中において、第11次労働災害防止推進計画期間中の死亡者数と比して15%以上減少させる
労働災害による死傷者数を平成24年と比して15%以上減少させる



ポイント
重点対策ごとに数値目標を設定

労働災害全体の減少目標に加え、第12次の計画では、重点対策ごとに数値目標を設定し、達成状況を踏まえて対策を展開(目標の例)

重点業種ごとの数値目標(小売業20%減など)

重点疾病ごとの数値目標(メンタルヘルス取組率労働者30人以上の事業場で80%以上など)

ポイント
第三次産業を最重点業種に位置づけ

労働災害が増加し、全体に占める割合が高まっている第三次産業に焦点を当て、特に災害の多い「小売業」「社会福祉施設」「飲食店」に対する集中的取組を実施



鳥取労働局

労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

1 重点業種対策

第三次産業対策

【目標】

小売業 死傷者数を20%以上減少

社会福祉 死傷者数を10%以上減少

飲食店 死傷者数を25%以上減少

安全担当者の選任等、責任者の明確化と安全衛生管理体制の確立

労働者の危険に対する感受性を高め安全意識を高揚させるための取組の実施

不安全行動を排除するため、安全な作業手順の遵守

5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)活動、KY(危険予知)活動等自主的な労働災害防止活動の導入と促進

林業対策

【目標】 死傷者数を15%以上減少

伐木・造材作業時における基本的な安全対策の実施について、現場責任者等へ研修会開催等により徹底

作業現場の事前調査によるリスクアセスメントの実施の促進

現場責任者に対する安全管理者、安全推進者の的確な指導

安全教育の実施及び安全意識の高揚対策の促進

陸上貨物運送事業対策

【目標】 死傷者数を15%以上減少

荷役作業における安全対策ガイドラインの周知・普及

荷役時の安全作業について、トラック運転者への安全衛生教育の実施の促進

交通労働災害防止ガイドラインの周知・徹底

製造業対策

【目標】 死傷者数を15%以上減少

機械設備の本質安全化の推進及び食品加工用機械災害防止対策の周知と徹底

リスクアセスメントの導入事業場の拡大と定着

小規模事業場における安全衛生活動の底上げ

化学物質情報の入手と措置の徹底

建設業対策

【目標】 第12次防期間中の死亡者数を7人以下(20%以上減少)

足場からの墜落・転落防止のため「より安全な足場」の普及・徹底

はしご、屋根等からの墜落・転落防止のため、親綱や安全ネットの設置等安全措置の徹底

アスベスト含有建材を利用した建築物の解体時におけるアスベスト粉じんのばく露や飛散防止の徹底

2 健康確保・職病性疾病対策

メンタルヘルス対策

【目標】 対策に取り組んでいる労働者30人以上の事業場の割合を80%以上

労働者自身のセルフケアを促進するとともに、管理監督者と労働者への教育研修の実施等を推進

ストレスへの気づきを促すストレスチェック等の取組の推進と、事業場内での相談体制の整備を推進

経営者安全衛生研修会やメンタルヘルス推進担当者研修等の開催による事業者支援の強化

腰痛・熱中症予防対策

【目標】

腰痛 社会福祉施設の腰痛を含む

死傷者数を10%以上減少

熱中症 (目標は設定なし)

特に社会福祉施設(介護施設)、病院・診療所、小売業を重点に雇入れ時教育に腰痛予防対策を盛り込むことを含め、腰痛予防対策指針で示す労働衛生教育の促進

5Sの徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、腰痛予防指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底

職場における熱中症予防対策の普及・徹底

(平成25年6月)